

## 浜松市営住宅における暴力団排除に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅への暴力団員の入居を阻止し、市営住宅から暴力団員を排除するための取り扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の規定する暴力団員
- (2) 市営住宅 条例第2条第1号に規定する住宅
- (3) 条例 浜松市営住宅条例(平成9年浜松市条例第73号)
- (4) 規則 浜松市営住宅条例施行規則(平成9年浜松市規則第73号)
- (5) 要領 浜松市営住宅入居退去関係事務取扱要領

(入居許可申請)

第3条 規則第2条に規定する市営住宅入居許可申請書により、申請者及び同居しようとする親族が暴力団員であるかどうかの確認のため、関係機関へ照会されることへの同意を得る。

(関係機関への照会)

第4条 抽せん会により決定した者及び同居しようとする親族等に対し、浜松市営住宅における暴力団排除に関する協定書第2条の規定に従い、照会を行う。

- 2 前項の照会にあたっては、個人情報漏洩しない方法で行うものとする。
- 3 第1項による照会の結果、暴力団員であることが判明した場合は、該当者に対し要領第8条に規定する資格審査結果通知により通知する。

(入居決定)

第5条 前条第1項による照会の結果、暴力団員でないことが判明した場合は、申請者を入居資格者とみなし、要領第10条に規定する市営住宅入居資格者の決定通知書及び入居説明会開催通知書を通知する。

(同居承認)

第6条 規則第5条に規定する市営住宅同居承認申請書により、新たに同居しようとする者が暴力団員であるかどうかの確認のため、関係機関に照会されることへの同意を得る。

- 2 前項の暴力団員であるかどうかの確認のための照会は、第4条第1項及び第2項による。
- 3 前項による照会の結果、同居しようとする者が暴力団員でないことが判明した場合は、申請を承認する。

(入居承継承認)

第7条 規則第6条に規定する市営住宅入居承継承認申請書により、申請者が暴力団員で

あるかどうかの確認のため、関係機関に照会されることへの同意を得る。

2 前項の暴力団員であるかどうかの確認のための照会は、第4条第1項及び第2項による。

3 前項による照会の結果、申請者が暴力団員でないことが判明した場合は、申請を承認する。

(駐車場の使用許可)

第8条 規則第17条に規定する駐車場使用許可申請書により、申請者が暴力団員であるかどうかの確認のため、関係機関に照会されることへの同意を得る。

2 前項の暴力団員であるかどうかの確認のための照会は、第4条第1項及び第2項による。

3 前項による照会の結果、申請者が暴力団員でないことが判明した場合は、申請を承認する。

(明渡しの請求)

第9条 第4条から第8条までの規定にかかわらず、入居者が規則第12条の2に定める迷惑行為等を生じさせた場合は、関係機関へ照会を求めることができる。

2 関係機関への照会の結果、入居者が暴力団員と判明したときは、関係機関と協力し、必要な指導(市営住宅からの自主退去、暴力団からの脱退等)を行う。

3 前項の指導にもかかわらず是正されない場合は、条例第30条第1項第6号の規定により、明渡しを請求する。

4 前項の規定にもかかわらず請求に応じない場合は、収入申告、家賃滞納、近隣への迷惑行為等について調査し、市営住宅の明渡しの訴訟を行うものとする。

(情報管理)

第10条 関係機関への照会については、簿冊を整備のうえ、30年保存とし、適切に管理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない暴力団員に関する事項については、関係機関と協議し、対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。